

社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会役員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会定款第25条第2項の規定に基づき、役員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 役員が、その職務のため会議に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

2 報酬が支給される役員については、費用弁償を支給しない。

3 交通費の実費が第1項の費用弁償額を超える場合には、旅費支給規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、第1項の費用弁償は行わない。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別表1 費用弁償の額

日 額	1,700円
-----	--------